

乗合タクシー運転者講習会の開催について

(交通空白地有償運送運転者講習会)

本村では、令和6年4月から自家用有償旅客運送の制度に基づき乗合タクシーの運行を実施しています。この制度における運転手の要件として、「2種運転免許保有」又は「1種運転免許保有+自家用有償旅客運送の種類に応じた大臣認定講習の受講」が必要とされているため、1種運転免許を保有されている方が講習を受けていただくと、どなたでも乗合タクシーの運転手として運営に携わることができます。

つきましては、運転手として業務を行うための認定講習を実施いたしますので、ご興味のある方は是非ご参加ください。

日 時：2月15日(土) 9時開始(12時終了予定)

場 所：東峰村役場宝珠山庁舎2階 第2会議室

受講料：15,000円～26,000円(受講人数によって受講料が変わります。)

※村民の方は東峰村資格取得補助(経費の1/2)を受けられます。

対 象：普通免許取得後1年を経過しており、過去2年以内に免許停止処分がない方

申 込：受講を希望される方は、役場ふるさと推進課までご連絡ください。

TEL：0946-72-2312 担当：福島

その他：申込は1月30日(木)17時までとします。

先着順で10名までとします。

受講者数が確定次第、参加者へ案内文を送付します。

<講習受講から採用までの流れ>

①運転者講習の受講

専門機関が実施する講習会にて、講義と実技を受講します。

②修了証の発行

受講後にその場で発行されます。有効期限や更新手続き等はありません。

③運転者リストへの登録

修了者は東峰村乗合タクシーの運転者リストに登録されます。

④乗合タクシー運転手としての採用

必要に応じて、運転者リスト登録者を乗合タクシー運転手として採用いたします。なお、運転者リスト登録者が必ず採用されるわけではありませんので、予めご了承ください。

採用に関するご連絡は、乗合タクシー業務受託事業者が行います。

問合せ先：役場ふるさと推進課(電話：72-2312)